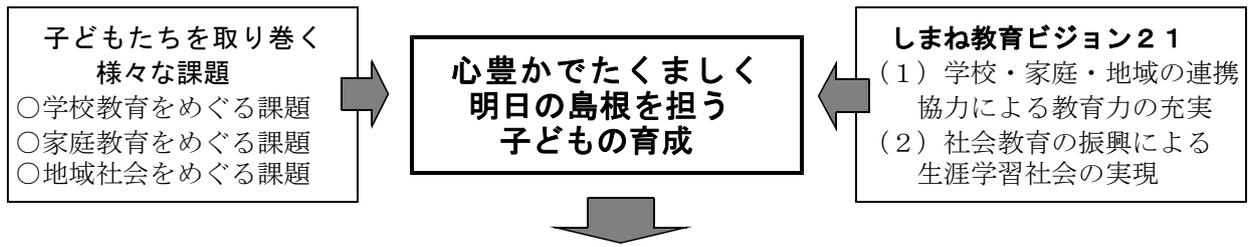


社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（ふるさと教育、放課後子どもプラン等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

【派遣者数と派遣先】（平成21年度予定）

- ◆派遣者数 19名
- ◆派遣先市町村数 6市6町

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくり
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進